

前期基本計画（原案）

【暮らし / 安全安心】

施策体系

| 生活の視点 | | 政策 | | 施策 | 頁 |
|-------|-----|----|-----|-------------------------------------|----|
| 1 | 暮らし | 1 | 住む | 1 良好な都市環境を整備します | 5 |
| | | | | 2 道路の安全性や機能性を高めます | 7 |
| | | | | 3 公園を利用しやすくします | 9 |
| | | | | 4 安全で安定した上下水道の環境整備を促進し、健全な事業経営に努めます | 11 |
| | | | | 5 市街地の整備を進めます | 13 |
| | | | | 6 中央北地区のまちづくりを進めます | 15 |
| | | | | 7 総合的な交通環境の向上を図ります | 17 |
| | | | | 8 公的住宅を適正・効率的に管理します | 19 |
| | | | | 9 ふるさと団地の再生を推進します | 21 |
| | | 2 | 賑わう | 10 商工業を振興します | 25 |
| | | | | 11 中心市街地の活性化を推進します | 27 |
| | | | | 12 農業を振興します | 29 |
| | | | | 13 就労支援の充実と勤労者福祉の向上を図ります | 31 |
| | | | | 14 観光資源を発掘・開発・PRし、知名度を高めます | 33 |
| | | | | 15 文化・スポーツを通して、市民が輝く環境づくりを進めます | 35 |

| 生活の視点 | | 政策 | | 施策 | 頁 |
|-------------------------|------|----|-----|--|----|
| 2 | 安全安心 | 3 | 安らぐ | 16 生活習慣病の予防をはじめ、市民の健康づくりを推進します | 39 |
| | | | | 17 安心して医療が受けられる環境の整備に努めます | 41 |
| | | | | 18 市立川西病院において良質な医療を提供するとともに、あり方を検討します | 43 |
| | | | | 19 地域福祉活動の支援と促進を図ります | 45 |
| | | | | 20 高齢者に必要なサービスを提供するとともに、要介護状態を予防・改善します | 47 |
| | | | | 21 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進します | 49 |
| | | | | 22 障がい者の生活基盤を整備します | 51 |
| | | | | 23 障がい者の社会参画と生きがいづくりを促進します | 53 |
| | | | | 24 生活保護受給者の経済的自立をはじめ、社会生活自立・日常生活自立を支援します | 55 |
| | | 4 | 備える | 25 交通安全の施設整備と啓発を行い、交通事故を減らします | 59 |
| | | | | 26 地域の防災力を高め、災害時に迅速に対応します | 61 |
| | | | | 27 行政の防災力を高め、災害時に迅速に対応します | 63 |
| | | | | 28 市民生活の安全向上を図ります | 65 |
| | | 5 | 守る | 29 豊かな自然環境を次世代へ継承します | 69 |
| | | | | 30 快適な生活環境を守ります | 71 |
| 31 市民とともに循環型社会の形成を促進します | 73 | | | | |

施策体系

| 生活の視点 | | 政策 | | 施策 | | 頁 |
|-------|------|-----|-------------------------|-----|-----------------------------|---|
| 3 | 生きがい | 6 | 育つ | 3 2 | 子どもの健やかな育ちを実現します | |
| | | | | 3 3 | 明るく楽しい子育てを支援します | |
| | | | | 3 4 | すべてのこども・若者の逞しい成長を社会全体で支援します | |
| | | 7 | 学ぶ | 3 5 | 児童・生徒の学力を向上させます | |
| | | | | 3 6 | こころ豊かな児童・生徒を育みます | |
| | | | | 3 7 | 誰もが等しく学べるよう支援します | |
| | | | | 3 8 | 児童・生徒の健康を守ります | |
| | | | | 3 9 | 計画的・効果的に教育環境を整備します | |
| | | 4 0 | 市民の学びを通して地域社会を支えます | | | |
| | | 4 1 | ふるさと川西の文化遺産を保存・継承・活用します | | | |

| 生活の視点 | | 政策 | | 施策 | | 頁 |
|-------|------|----|-----|-----|-------------------------------|---|
| 4 | つながり | 8 | 尊ぶ | 4 2 | お互いを尊重し、豊かな人権文化を築きます | |
| | | | | 4 3 | 性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できるようにします | |
| | | 9 | 関わる | 4 4 | 市民の声を聴き、情報の共有化に努めます | |
| | | | | 4 5 | 市民活動の発展に向けた取り組みを支援します | |

| 経営の視点 | | 政策 | | 施策 | | 頁 |
|-------|----------|----|----|-----|-----------------------|---|
| 5 | 行政経営改革大綱 | 10 | 挑む | 4 6 | 参画と協働のまちづくりの仕組みをつくります | |
| | | | | 4 7 | 革新し続ける行政経営をめざします | |
| | | | | 4 8 | 持続可能な財政基盤を確立します | |
| | | | | 4 9 | 職員の意欲と能力を高めます | |
| | | | | 5 0 | 計画的に施設を整備・保全します | |

「生きがい」「つながり」「行政経営改革大綱」については、第6回審議会(8/24)で審議いただきます。

第1章 暮らし

良好な住環境を維持・創出し あらゆる世代が住み良さを実感できるまち

| 政策 | | 施策 | | 頁 |
|----|----|----|-----------------------------------|----|
| 1 | 住む | 1 | 良好な都市環境を整備します | 5 |
| | | 2 | 道路の安全性や機能性を高めます | 7 |
| | | 3 | 公園を利用しやすくします | 9 |
| | | 4 | 安全で安定した上下水道の環境整備を促進し、健全な事業経営に努めます | 11 |
| | | 5 | 市街地の整備を進めます | 13 |
| | | 6 | 中央北地区のまちづくりを進めます | 15 |
| | | 7 | 総合的な交通環境の向上を図ります | 17 |
| | | 8 | 公的住宅を適正・効率的に管理します | 19 |
| | | 9 | ふるさと団地の再生を推進します | 21 |

第1章 暮らし

政策1 住む

施策1 良好な都市環境を整備します

現状と課題

人口減少や少子高齢化の進展、社会経済構造の急激な変化に伴い、都市経営コストの効率化や持続可能な都市構造への転換が求められています。

都市の成長・拡大を前提とした従来のまちづくりから、既存の都市基盤を活かした暮らしやすいまちづくりをめざしていく必要があります。

市民の価値観は「物質的な豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化しており、身近な都市空間においても、豊かさや暮らしやすさが求められています。

身近な都市空間を重視したきめ細かなまちづくりを推進するためには、行政が担う部分に加え、市民主体のまちづくりを推進していく必要があります。

本市は都市的な利便性と豊かな自然景観を持ち合わせています。その特色を活かすため、自然環境と調和した魅力的な地域景観づくりが求められています。

地域景観は暮らしに密接なものであり、市民主体の活動によって良好な景観が育まれていくものであると考えられ、市民の景観まちづくりに対する意識高揚を図っていく必要があります。

平成5年に「川西市都市景観形成条例」を施行し、良好な都市景観形成を推進してきましたが、人口減少や少子高齢化の進展など、本市を取り巻く環境は変化しています。

近年、都市は魅力や特徴を備えることが求められ、都市を形成する景観の役割はますます重要になっていることから、「いつまでも住み続けたい、訪れたい」と思える魅力的な景観づくりを誘導していく必要があります。

「地籍調査は」一筆ごとの土地境界を確定する調査であり、年次的な計画工程は予定どおり進んでいます。

都心部から調査を開始した経緯があるため、現在の進捗状況はやや遅れており、調査方法と対象地区について検討していく必要があります。

都市計画法等関係法令の事務や、違反に対する是正指導の迅速化・適正化に努めるとともに、兵庫県との協議会や基準改正検討会に参加し、法律の審査基準の問題点の整理を行っています。

市民ニーズの多様化や環境に対する意識の変化による開発行為に柔軟に対応し、良好かつ安全な市街地形成を図るとともに、無秩序な市街化を防ぐ必要があります。

都市計画法等関係法令を補完・上乘せした開発行為等指導要綱に基づき、地域の実情にあった環境創造に向けて事業者に協力を求め、適正な指導と誘導に努めています。

市民ニーズの多様化や昨今の経済情勢の悪化により、事業者の協議に対する意識に変化が見られるため、協議期間を短縮するなど事業者の負担を軽減していく必要があります。

民間住宅の耐震化率については、補助事業や市民啓発を実施した結果、平成23年度実績値では81%となっていますが、川西市耐震改修促進計画における目標値(97%)の達成は難しい状況となっています。

市民の耐震化に対する認識が低いことや改修工事に係る費用が高額であることが考えられるため、今後の推進方策について検討する必要があります。

第1章 暮らし

主な施策展開

| |
|--------------------------|
| 都市の健全な発展と秩序ある整備 |
| 住民主体のまちづくりの支援 |
| 魅力ある都市景観の創造 |
| 地籍事業の推進 |
| 社会情勢等の変化を踏まえた開発行為への適正な対応 |
| 開発行為における指導・啓発の充実 |
| 建築物における耐震化の推進 |

役割分担

| | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

施策評価指標

| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
|-----------------|-----|----------|----------|
| 居住地域に住み続けたい人の割合 | ↗ | (新規指標) | |
| 民間住宅の耐震化率 | ↗ | 81.0% | |

関連する個別計画

| |
|----------------|
| 川西市都市計画マスタープラン |
|----------------|

第1章 暮らし

政策1 住む

施策2 道路の安全性や機能性を高めます

現状と課題

本市の道路はこれまで、自動車交通の増加や市街地の拡大などを踏まえ、南北交通の渋滞緩和のための整備を重点的に取り組んできましたが、いまだ交通渋滞や歩行者・自転車の安全性などの面で多くの課題を抱えています。また近年は、少子高齢化の急速な進展や安全安心志向の高まりなど、道路整備を取り巻く環境が変化しています。

市内の未整備・未改良道路の整備をはじめ、歩行者の安全確保や高齢者・障がい者などの自立・社会参加に向けた歩道整備を進めていく必要がある一方で、用地買収を伴う整備には相当の時間と費用を要するため、土地所有者に理解と協力を求めながら推進していく必要があります。

放置自転車対策として、地元の協力を得ながら指導・整理・撤去をしており、一定の成果を上げています。

しかしながら、放置自転車は後を絶たないため、地元との協力体制を強化するとともに駐車施設の整備や利用者の意識啓発を図り、減少に向けた取り組みをさらに推進する必要があります。

パトロールや要望により、道路の補修や清掃、側溝の浚渫をはじめ、水路の改修や浚渫、街路樹の剪定・伐採を行うなど道路の維持管理を行っています。

市民生活に密接しているため要望などが増加傾向にあることから、迅速に対応できるよう、市民などの協力も得ながらパトロールを強化する必要があります。

約20年後には建設後50年を経過する橋梁が約70%を占め、老朽化した橋りょうの急速な増大が見込まれます。

道路交通の安全性を確保するうえで、これまでの事後保全的な対応から計画的かつ予防的な対応に転換し、橋りょうの長寿命化によるコスト縮減を図る必要があります。

主な施策展開

安全で安心な道路整備の推進

放置自転車対策の促進

道路・水路の補修・整備の促進

計画的な橋りょうの補修・整備の促進

第1章 暮らし

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|-------------------------------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| 幹線道路で円滑な交通が確保されていると感じている市民の割合 | ↗ | 62.9% | |
| 生活道路が安心して通行できると感じている市民の割合 | ↗ | 55.6% | |

| 関連する個別計画 |
|------------------|
| (仮称)橋りょう長寿命化修繕計画 |

第1章 暮らし

政策1 住む

施策3 公園を利用しやすくします

現状と課題

20年以上経過している公園が多くを占めることから、公園遊具などの老朽化が進み、安全性を確保することが重要になっています。また現在は、公園利用状況も地域により大きく変化していることから、安全安心に利用できるよう維持管理に努めています。

少子高齢化の進展や地域により利用形態が異なるため、今までの公園機能では対応できなくなっており、地域ごとの公園の再整備を計画的に実施する必要があります。

主な施策展開

計画的な公園施設長寿命化の推進

維持管理における市民公益活動団体への支援

第1章 暮らし

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|--------------------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| 公園を満足して利用している市民の割合 | ↗ | 19.5% | |

| 関連する個別計画 |
|------------------------|
| 川西市緑の基本計画 / 公園施設長寿命化計画 |

第1章 暮らし

政策1 住む

施策4 安全で安定した上下水道の環境整備を促進し、健全な事業経営に努めます

現状と課題

節水機器の普及や節約意識、さらには給水人口の減少などが背景としてある一方で、営業収支は均衡状態であり、経常収益により経営は黒字となっています。また、安全な水を安定的に供給するための施設の新設、更新を実施しています。

今後、給水人口のさらなる減少が見込まれるとともに、節水機器の普及、節約意識などによる減収から、厳しい経営状況に置かれることが想定されます。安全な水を安定的に供給するためには、耐震化など施設の新設・更新を早める必要があります。

公共下水道の普及により、水洗化普及率は98.6%（平成23年度実績）と高水準になっています。

水洗化率をさらに高めていくためには、地権者などの同意や供用開始区域での水洗化に要する資金調達など個別的事由を解決していく必要があります。

雨水ポンプ施設、汚水管きょが老朽化しています。

施設の更新には多額の費用が必要となることから、長期的な計画により費用の平準化を図る必要があります。

都市の持続的・健全な発展や公衆衛生の向上と公共用水域の水質の保全に寄与するとともに、下水道経営の健全化を促進し、経営基盤を強化するため、雨水公費・汚水私費（下水道料金）の原則に加えて、国の定める地方公営企業繰出基準などに基づいて補助を行っています。

今後、老朽化する下水道と雨水関係施設の更新費用の増大が推測されることから、公営企業も含めた市全体の財政運営の視点からも、より一層の経営の健全化を図っていく必要があります。

主な施策展開

経営基盤の強化と安全な水の安定供給

水洗化のさらなる促進

安全で快適な暮らしの充実

第1章 暮らし

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|---------------------------------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| 水洗化率の普及率 | ↗ | 98.6% | |
| 浄水場から配水した水量に対する、水道料金に結び付いた水量の割合 | ↗ | 94.1% | |
| 川西の水が安心して飲めると感じている市民の割合 | ↗ | 77.1% | |

| 関連する個別計画 |
|------------------------------|
| 川西市後期水道ビジョン / (仮称)川西市下水道ビジョン |

第1章 暮らし

政策1 住む

施策5 市街地の整備を進めます

現状と課題

川西能勢口駅付近連続立体交差事業による駅舎の西側移設に伴い、同駅北・南側では、再開発事業により大規模商業施設が整備されています。

都市核地区内の既存商業施設との機能分担を図り、かつての中心市街地であった川西能勢口駅東地区の活性化を図る必要があります。

JR川西池田駅南側に隣接するエリアでは農地や未利用地が多く、無秩序な市街化が懸念されるとともに、本市の中心市街地としての整備が取り残されています。

同エリアを中心市街地として整備していく必要があります。

移転補償跡地の有効活用・生活環境の改善を目的とした「川西市南部地域整備計画（案）」を平成21年度に策定し、平成24年3月には福祉施設等の複合施設を開設、移転補償跡地の一部（3,000㎡）を国から取得、平成24年度には地区内に公園等を整備するなど、計画的に事業を推進しています。

平成24年度の大阪国際空港・関西国際空港の新会社化と経営統合に伴い、国所有移転補償跡地が新会社に所有権移転され、新たな対応が求められる中、地元の意向を尊重しつつ同計画（案）を着実に推進する必要があります。

主な施策展開

川西能勢口駅東地区の市街地整備の推進

JR川西池田駅南側エリアの市街地整備の推進

騒音対策区域における地域再生のまちづくり

第1章 暮らし

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|----------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| (現在、未設定) | | | |

| 関連する個別計画 |
|-----------------|
| 川西市中心市街地活性化基本計画 |

第1章 暮らし

政策1 住む

施策6 中央北地区のまちづくりを進めます

現状と課題

土地区画整理事業によりまちづくりを進めている中央北地区整備事業は、仮換地指定を終え、計画的に都市施設の整備や宅地の整地を行っています。
計画的に事業を推進するには、権利者の協力を得るとともに事業資金を確保する必要があります。

「中央北まちづくり指針」に基づき、同地区の無秩序な開発を防止するとともに、地区のポテンシャルを活かした計画的な土地利用を進めています。
同地区がめざしているまちの像を実現するためには、「中央北まちづくり指針」に基づく適正な指導・誘導と積極的な民間活力の導入を進める必要があります。

主な施策展開

次世代型複合(医療・住宅・集客などの連携)都市の整備

低炭素に配慮した良好な地区環境の創出

第1章 暮らし

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|------------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| 地区内公共施設整備率 | ↗ | 0% | |
| 地区内宅地率 | ↗ | 0% | |

| 関連する個別計画 |
|-----------------------------|
| 中央北まちづくり指針 / (仮称)低炭素まちづくり計画 |

第1章 暮らし

政策1 住む

施策7 総合的な交通環境の向上を図ります

現状と課題

少子高齢化などに伴い公共交通利用者が減少しており、特にバス路線では、減便や一部の路線廃止がなされています。

基幹公共交通軸を定め、その維持保全・利用促進に努めていく必要があります。

鉄道網が整備されていない地域では、身近な公共交通機関がバスであり、高齢者や障がい者などの移動手段として不可欠なものとなっています。

高齢者や障がい者などの乗降負担の軽減を図る必要があり、ノンステップバスの車両導入を推進する必要があります。

主な施策展開

公共交通網を維持するための支援

ノンステップバス導入の推進

第1章 暮らし

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|------------------------------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| ノンステップバスの導入率 | ↗ | 44.5% | |
| 路線バス運行支援の利用者数 | → | 221千人 | |
| 主に鉄道やバスなどの公共交通機関を利用している市民の割合 | ↗ | 50.9% | |

| 関連する個別計画 |
|----------|
| 特になし |

第1章 暮らし

政策1 住む

施策8 公的住宅を適正・効率的に管理します

現状と課題

公的団地の老朽化や耐震問題について、早急な対策が求められています。用途廃止や除却・改修などを計画的に実施していく必要があります。

特定優良賃貸住宅は、昨今の住宅融資金利の低下や住宅価格低落による若年層の住宅購入増加により、空家が目立っています。
そのため、空家を借り上げ公営住宅化を進めている一方で、借上げ期間終了後における方向性を検討していく必要があります。

主な施策展開

公営住宅再生の推進

市営住宅の供給の充実

第1章 暮らし

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|----------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| (現在、未設定) | | | |

| 関連する個別計画 |
|----------|
| 特になし |

第1章 暮らし

政策1 住む

施策9 ふるさと団地の再生を推進します

現状と課題

昭和40年代以降の市内団地の大規模開発により、一時に入居された方が一斉に高齢期を迎えるとともに、開発当時の子世代の流出により、団地内において少子・高齢化が進行しています。今後、世帯数減少による空き地・空き家の増加が予想されるため、若年世代の流入を促進できるような仕組みを構築していく必要があります。

主な施策展開

親世帯との近居の促進や住み替えの支援

第1章 暮らし

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|----------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| (現在、未設定) | | | |

| 関連する個別計画 |
|----------|
| 特になし |

第1章 暮らし

市民が賑わいを支える 利便性と魅力・楽しみにあふれたまち

| 政策 | | 施策 | | 頁 |
|----|-----|----|-----------------------------|----|
| 2 | 賑わう | 10 | 商工業を振興します | 25 |
| | | 11 | 中心市街地の活性化を推進します | 27 |
| | | 12 | 農業を振興します | 29 |
| | | 13 | 就労支援の充実と勤労者福祉の向上を図ります | 31 |
| | | 14 | 観光資源を発掘・開発・PRし、知名度を高めます | 33 |
| | | 15 | 文化・スポーツを通して、市民が輝く環境づくりを進めます | 35 |

第1章 暮らし

政策2 賑わう

施策10 商工業を振興します

現状と課題

不安定な社会・経済情勢の中、地域の商工業を取り巻く環境は改善されておらず、依然、厳しい状況が続いています。

大規模店舗やナショナルチェーンの店舗との競合から、大規模店舗や住民などを巻き込んだ地域全体の活性化を踏まえた新たな取り組みを進めていく必要があります。

中小事業者や地域の商店会団体などは、経済状況の悪化に加え、ライフスタイルの変化や少子高齢化、後継者不足など、多くの問題を抱えています。

事業者や商店会団体などは、地域との関係が希薄になっており、今後、地域課題の解決に取り組むなど、地域貢献を通じた事業を展開する必要があります。

主な施策展開

まちの賑いの創出

中小企業の新興

第1章 暮らし

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|------------------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| 市内総生産額 | ↗ | (未公表) | |
| 小売業店舗数 | → | (未公表) | |
| 工業事業所数 | → | (未公表) | |
| 主に市内で買い物をする市民の割合 | ↗ | 87.5% | |

| 関連する個別計画 |
|-----------|
| 川西市産業ビジョン |

第1章 暮らし

政策2 賑わう

施策11 中心市街地の活性化を推進します

現状と課題

中心市街地周辺には通勤・通学者を含め多くの人々が訪れていますが、再開発ビルの魅力の低下や郊外における相次ぐ大型施設の立地などにより、中心市街地に滞留する人が減少しています。

周辺地域の魅力ある施設などへの人の流れを、本市の中心市街地内に留めるため、中心市街地周辺の活性化を推進していく必要があります。

主な施策展開

中心市街地活性化の推進

第1章 暮らし

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|-------------------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| 年間商品販売額（小売業） | ↗ | （未公表） | |
| 休日の川西能勢口駅周辺歩行者通行量 | ↗ | 55,948人 | |

| 関連する個別計画 |
|-----------------|
| 川西市中心市街地活性化基本計画 |

第1章 暮らし

政策2 賑わう

施策12 農業を振興します

現状と課題

市内の消費者は市内で採れた安全で新鮮な農作物を求め、地元特産品の即売会には多くの市民が訪れています。

直売所への来場者数や直売所出荷額が逡減する中、地産地消を推進する観点から、直売所の立地を含め利便性を高めるとともに、本市の都市近郊立地を生かした都市農業を振興していく必要があります。

本市の特産である「いちじく」や「桃」「野菜」などを広くPRするため、各種イベント会場などで即売会を開催しています。また、いちじくを使用したワインやお茶など、加工品の生産などに対して側面的支援を行っています。

産地の減少などにより生産量が減少し続けているため、PRと併せて生産振興の支援が必要です。また、消費者の多様なニーズに合わせた加工品の開発や流通体制の確立などを図る必要があります。

本市の農地は、安全な農作物を生産する場所であるとともに、都市における貴重な緑の空間でもあり、「市街化調整区域」と「市街化区域」に分かれています。

市街化調整区域では不耕作地の増加対策、また市街化区域では、相続等により減少している生産緑地の保全対策が課題であり、農地の性格に合わせた取り組みや農業後継者の育成を推進していく必要があります。

本市は都市近郊にありながら、近年は猪や鹿をはじめ、アライグマ、ヌートリアなど鳥獣による農作物被害が顕在化し、生活圏にも被害が拡大している傾向にあります。

「鳥獣捕獲おり」を増やし捕獲体制の充実を図るとともに、兵庫県猟友会川西支部と連携協力しながら鳥獣個体数の減少に努めていく必要があります。

主な施策展開

地産地消の推進

特産品の開発や流通体制の確立

都市農地の保全に向けた対策

有害鳥獣の捕獲の推進

第1章 暮らし

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|---------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| 直売所来場者数 | ↗ | 48,780人 | |
| 特産品栽培面積 | → | 1,571a | |
| 水田活用面積 | → | 13,323a | |

| 関連する個別計画 |
|--|
| 川西市産業ビジョン / 川西市食育推進計画 / 農業経営基盤強化促進法に係る基本構想 |

第1章 暮らし

政策2 賑わう

施策13 就労支援の充実と勤労者福祉の向上を図ります

現状と課題

人口減少社会が到来する中、わが国の労働力人口は、出生数の減少に伴う若年労働力の減少や高齢者の引退の増加などにより、今後さらに減少することが予想され、経済へ悪影響を与えることが懸念されます。

中長期的な経済成長の基盤を確保するためには、若者をはじめ、女性、高齢者、障がい者などの働く意欲の向上と労働市場への参加を促進する必要があります。

1990年代の半ばから、特に若年層の雇用情勢悪化により非正規雇用比率が大きく上昇するなど、若年層の就職環境は依然厳しい状況が続いています。
新規学卒者の採用拡大と就職促進を図る必要があります。

企業においては、従業員のライフスタイルやニーズの多様化などを背景に、福利厚生の内容やあり方を見直す動きが顕在化しています。

これまで主流であったレクリエーションや保養施設、慰安旅行などに代わり、健康管理や自己啓発などのニーズが高まっており、限られた原資の中で、従業員のニーズに対応した質的見直しが必要となっています。

主な施策展開

川西しごと・サポートセンターの運営支援

若年求職者の支援

勤労者福祉の充実

第1章 暮らし

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|--------------------------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| 川西しごと・サポートセンターにおける年間就職件数 | ↗ | 1,076件 | |
| 意欲をもって仕事に励んでいる市内勤労者の割合 | ↗ | 81.9% | |

| 関連する個別計画 |
|----------|
| 特になし |

第1章 暮らし

政策2 賑わう

施策14 観光資源を発掘・開発・PRし、知名度を高めます

現状と課題

余暇の充実が求められる中、観光情報へのニーズが高まっています。
伝統的なイベントを継続実施していくとともに、多様化する観光ニーズを把握し、適切な情報を発信する必要があります。また、近隣自治体等と連携を図り、広域観光に取り組んでいく必要があります。

ダム湖周辺を訪れる人々が快適に過ごせるよう、ダム湖周辺施設の維持管理を行っています。
多くの人々が訪れる自然豊かな環境施設として、関係機関が環境維持・整備の支援を行っていますが、交通利用者のための施設を整備する必要があります。

平成13年度に山形県川西町から友好親善の一環として贈られたダリヤを活かし、黒川地区で「黒川ダリヤ園」を開設し、維持管理を地元で行っています。
多くの観光客を呼べる地域づくりの中核として黒川ダリヤ園を活用し、地域振興事業として新たな展開を促していく時期が到来しており、総合的に見直しを行う必要があります。

主な施策展開

観光を通じた市のPR・連携の推進

一般財団法人一庫ダム湖周辺環境整備センターへの支援

黒川ダリヤ園の支援

第1章 暮らし

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|----------------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| 観光客入込数（観光施設のみ） | ↗ | 1,774人 | |
| 姉妹都市香取市の認知度 | ↗ | （新規指標） | |

| 関連する個別計画 |
|----------|
| 特になし |

第1章 暮らし

政策2 賑わう

施策15 文化・スポーツを通して、市民が輝く環境づくりを進めます

現状と課題

市民のニーズは文化面においても多様化しています。
比較的低価格の鑑賞機会などを提供するとともに、多様な選択肢を用意する必要があります。

小学校体育施設の校区内住民への開放をはじめ、誰もが参加できるレクリエーションスポーツ大会やマラソン大会を開催しています。また、総合型地域スポーツクラブ「スポーツクラブ21」の運営支援や、指導者の育成と資質の向上を図るため、生涯スポーツ指導者研修会を開催しています。

地域に根ざし広まるようなレクリエーションスポーツの紹介や大会の開催をはじめ、川西一庫ダム周遊マラソン大会の魅力向上、スポーツクラブ21の安定した運営を計画的に推進する必要があります。

市体育協会や市スポーツ少年団などに補助金を交付し、加盟団体の活動支援を行うとともに、社会体育施設などを使用する際に使用料の一部を減免し負担を軽減することで、スポーツ団体の育成に努めています。また、全国大会や国際大会に出場する青少年に激励金を交付し、活動を支援しています。

加盟団体の育成や活動のさらなる充実、競技力の向上を図る必要があります。

社会体育施設や東久代運動公園の適正な維持管理に努めている一方で、老朽化などにより質・量がともに低下しています。

市民が安全で快適にスポーツを楽しめるよう、老朽化した施設を計画的に更新する必要があります。

主な施策展開

文化振興の推進

スポーツを親しめる環境づくりの推進

各種スポーツ団体への補助と支援の充実

スポーツ施設のあり方の検討

第1章 暮らし

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|-------------------------------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| 川西市文化・スポーツ振興財団（文化部門）の自主事業の集客率 | ↗ | 84.9% | |
| 過去1年間に継続してスポーツをした市民の割合 | ↗ | 29.6% | |

| 関連する個別計画 |
|-----------|
| 川西市文化推進計画 |

第2章 安全安心

医療と健康を保ち 穏やかでいきいき暮らせるまち

| 政策 | | 施策 | | 頁 |
|----|-----|----|---------------------------------------|----|
| 3 | 安らく | 16 | 生活習慣病の予防をはじめ、市民の健康づくりを推進します | 39 |
| | | 17 | 安心して医療が受けられる環境の整備に努めます | 41 |
| | | 18 | 市立川西病院において良質な医療を提供するとともに、あり方を検討します | 43 |
| | | 19 | 地域福祉活動の支援と促進を図ります | 45 |
| | | 20 | 高齢者に必要なサービスを提供するとともに、要介護状態を予防・改善します | 47 |
| | | 21 | 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進します | 49 |
| | | 22 | 障がい者の生活基盤を整備します | 51 |
| | | 23 | 障がい者の社会参画と生きがいづくりを促進します | 53 |
| | | 24 | 生活保護受給者の経済的自立をはじめ、社会生活自立・日常生活自立を支援します | 55 |

第2章 安全安心

政策3 安らく

施策16 生活習慣病の予防をはじめ、市民の健康づくりを推進します

現状と課題

市民の健康チェックや疾病の早期発見を目的として、人間ドックや健康増進法などに基づく各種検診等を医療機関と連携して実施しています。

より安全で適正な検診等を行うため、計画的な検査機器の更新や医師の確保とともに、時代の変化に即した検査項目の見直しや、より効果的で効率的な検診等の実施体制の検討が必要です。

予防歯科センターを拠点として、様々な年齢層を対象とした歯と口の健康についての検診や指導とともに、市歯科医師会などと協働して、歯科検診や8020運動などの市民への啓発事業を実施しています。

歯周病疾患予防を目的とする成人歯科検診の受診率の向上をはじめ、市民の年齢や状況に応じた事業を展開し、歯と口の健康の大切さを周知する必要があります。

健康食生活の維持や改善が必要な市民に対し、健康教育や保健指導などを通じて食事目安量や栄養バランスなどの指針を提供しています。

市民の食育や健康に関する意識の違いにより、多様化した生活様式や価値観を含めた、家庭や地域で食育の理念や適切な健康観が受け継がれる仕組みが必要です。

市民の感染症発生の予防とまん延を防止するため、法制度に準じた予防接種事業を実施しています。

国における予防接種の制度変更にあわせて、医療機関との円滑な連携のもと、適正に執行する必要があります。

高血圧・糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防・改善を目的として、健診の受診勧奨とともに、適正な相談や保健指導を実施しています。

市民の健康の維持・向上を図るうえで、食をはじめとする日常生活の改善などの生活習慣病の予防の重要性を啓発していく必要があります。

主な施策展開

より適正で効果的な健(検)診体制の構築

歯と口の健康づくりの推進

あらゆる世代・様々な機会での食育の推進

感染症発生予防とまん延防止の推進

生活習慣病予防の取り組みの充実

第2章 安全安心

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|------------------------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| 健康づくりに意識的に取り組んでいる市民の割合 | ↗ | 79.8% | |
| むし歯のない3歳児の割合 | ↗ | 85.6% | |
| 定期的に歯の検診を受けている市民の割合 | ↗ | 39.0% | |
| 食事をすることが楽しいと思う市民の割合 | ↗ | (新規指標) | |

| 関連する個別計画 |
|-----------------------|
| 川西市保健医療計画 / 川西市食育推進計画 |

第2章 安全安心

政策3 安らく

施策17 安心して医療が受けられる環境の整備に努めます

現状と課題

休日応急診療所やふれあい歯科診療所を開設し休日の応急診療を実施するほか、近隣市町などと協力して、こどもの初期救急診療や二次救急医療体制などの確保に努めています。

現状の医療体制を維持・向上させ、安定的な救急医療を提供していくためには、県をはじめ近隣市町や関係医療機関などと円滑な連携を図るとともに、機能的な分担を検討していく必要があります。

保健センターを拠点として、健康大学をはじめとする市民の健康意識の啓発事業や、乳幼児の健康診査などの母子保健事業、市医師会との協力による市民の各種検診などの事業を実施しています。

利用者に快適に事業へ参加いただくとともに、各種検診などを安全に実施するため、施設のより適正な維持管理が必要です。

国民健康保険、後期高齢者医療制度は、全ての国民が安心して医療を受けられる国民皆保険制度を維持するために大きな役割を担っています。

高齢化などによる医療費の急激な伸びを主な要因として、従来の枠組みでの医療保険制度の運営は非常に困難となっており、国では大幅な制度の見直しが検討されています。本市でもその方向性を見極めて制度運営をしていく必要があります。

主な施策展開

市民が安心できる医療受診機会の提供

健康づくり事業拠点の適正な管理

医療保険制度の安定した持続的運営の推進

第2章 安全安心

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|---------------------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| 市内の医療環境に満足している市民の割合 | ↗ | 55.5% | |
| かかりつけ医を持っている市民の割合 | ↗ | 73.4% | |

| 関連する個別計画 |
|-----------|
| 川西市保健医療計画 |

第2章 安全安心

政策3 安らく

施策18 市立川西病院において良質な医療を提供するとともに、あり方を検討します

現状と課題

良質な医療を安定的に提供することが求められていますが、医師の減員に伴い患者数が減少し、医業収益が低迷しています。

地域ニーズに沿った医療提供と地域連携強化を軸に、医師減少の中での経営効率化を図り、収益を確保していく必要があります。

市立川西病院は昭和58年に建設されており、施設・設備が老朽化しています。施設改修を計画的に行うとともに、古くなった医療機器を更新する必要があります。

市立川西病院は、本市の基幹的な公的医療機関としてその役割を果たしてきましたが、医師の減少などにより経営状況は悪化しています。この状況を立て直すため、「市立川西病院経営改革プラン」に基づく経営改善に取り組んでいるものの、目標達成には至っていません。

医師確保を最重要課題と位置づけ対策を講じるとともに、同病院のあり方も含め、早期の経営自立化に向けた方策を検討していく必要があります。

主な施策展開

市立川西病院経営健全化の推進

医療機器などの充実

良質な医療の提供と経営基盤強化の支援

第2章 安全安心

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|-------------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| 経常収支比率 | ↗ | 91.7% | |
| 病床利用率 | ↗ | 48.9% | |
| 患者満足度 | ↗ | 99.0% | |
| 職員給与費医療収益比率 | ↘ | 74.7% | |
| 資金不足比率 | ↘ | 6.0% | |

| 関連する個別計画 |
|-----------------|
| 市立川西病院事業経営改革プラン |

第2章 安全安心

政策3 安らく

施策19 地域福祉活動の支援と促進を図ります

現状と課題

民生委員児童委員の活動範囲は、認知症対策、児童虐待防止、ひとり暮らし高齢者や寝たきり高齢者の見守りなど、地域における福祉課題の多様化・複雑化により、ますます拡大しています。

民生委員児童委員による諸活動のより一層の円滑な遂行に向けて、支援できることを模索し実施していく必要があります。

地域福祉を推進する「福祉デザインひろば」づくり事業が市内すべての地区で実施され、地域の様々な情報交換や相談窓口の開設、子育て支援など住民の交流事業、地区ニュースの発行などが実施されています。

住民自らが助け合い、支え合いながら地域福祉を推進する福祉コミュニティの形成や、今後需要の増加が見込まれる地域ボランティアの育成が必要不可欠であり、幅広い年齢層の参加を促す啓発方法の検討が必要です。

認知症や知的障がい、精神障がいによって判断能力が不十分な人が、自分の行為の結果が判断できない場合があり、それによって不利益を受けることが生じています。

認知症高齢者や精神障がい者などの増加が見込まれる中、成年後見制度を利用することができる体制整備を含め、安全・安心に暮らし続けられるような支援体制を構築する必要があります。

主な施策展開

民生委員児童委員活動の円滑化に向けた支援

福祉デザインひろばづくり事業継続への支援

成年後見制度の普及啓発と後見活動の推進

第2章 安全安心

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|--|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| 地域で高齢者や障がい者・児童等を見守り、支援する仕組みができていると感じている市民の割合 | ↗ | 36.7% | |
| 福祉ボランティア活動に参加したことがある市民の割合 | ↗ | 25.0% | |

| 関連する個別計画 |
|-----------|
| 川西市地域福祉計画 |

第2章 安全安心

政策3 安らく

施策20 高齢者に必要なサービスを提供するとともに、要介護状態を予防・改善します

現状と課題

高齢者人口の増加に伴い、介護保険認定率が上昇するほか、介護保険サービスの利用者が増加するため、保険給付費の増加が見込まれます。

介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供する「地域包括ケア」を推進するとともに、二次予防事業対象高齢者等を対象とした介護予防教室を充実する必要があります。

高齢者人口の増加に伴い、一人暮らし高齢者や老々介護、認知症高齢者の増加が見込まれます。

一人暮らし高齢者や認知症高齢者を地域で見守るネットワークを構築する必要があります。

社会福祉法人2団体の施設建設資金について、2分の1の利子補給を実施しています。また、高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画に定める施設の整備目標達成のために必要な支援を行っています。

施設整備に伴う兵庫県の補助制度について、今後の動向を注視する必要があります。

老人医療は県基準で医療助成を行っています。高齢者のうち一定基準以下の所得の市民が経済的な心配をせずに、必要な医療を受けられる制度となっています。

高齢化などの進展に伴い、老人医療の対象とする条件（所得等）を検討していく必要があります。

主な施策展開

高齢者にかかる介護予防教室の充実

一人暮らし・認知症高齢者等の見守りの充実

医療と介護の連携の推進

高齢者向けの福祉施設整備の支援

福祉医療(高齢者)制度の安定した持続的運営の推進

第2章 安全安心

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|---------------------------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| 高齢者に占める居宅介護（支援）サービス受給者の割合 | ↗ | 10.3% | |
| 高齢者に占める要介護（支援）認定者の割合 | ↘ | 16.0% | |
| 市民に占める認知症サポーターの割合 | ↗ | 3.4% | |

| 関連する個別計画 |
|----------------------------|
| 川西市高齢者保健福祉計画 / 第5期介護保険事業計画 |

第2章 安全安心

政策3 安らく

施策21 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進します

現状と課題

本市の高齢化率は、すでに全国平均を上回っています。人口推計によると、今後とも高齢者人口は増加し、平成32年（2020年）には65歳以上人口がピークに達することが予想されます。増加する高齢者の生きがい活動の支援や社会参加の機会を提供する必要があります。

高齢化の進展に伴い、会社をリタイヤした高齢者が地域へ回帰することが見込まれています。高齢者が社会における役割を積極的に担い、活躍の場や機会が広がるよう、経験を地域に活かすための支援や就業機会を創出する必要があります。

主な施策展開

高齢者の生きがいづくりや社会参加の推進

高齢者の経験を活かす事業の実施

第2章 安全安心

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|------------------------------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| 高齢者が生きがいを持って生活できると感じている市民の割合 | ↗ | 25.3% | |
| シルバー人材センターの入会率 | ↗ | 2.4% | |
| 老人クラブの入会率 | ↗ | 9.3% | |

| 関連する個別計画 |
|----------------------------|
| 川西市高齢者保健福祉計画 / 第5期介護保険事業計画 |

第2章 安全安心

政策3 安らく

施策22 障がい者の生活基盤を整備します

現状と課題

障がい者の地域生活に必要なグループホームやケアホームの定員数は十分とは言えないものの、長期的・常態的な福祉施設入所から地域生活へ移行する人数は増加傾向にあります。今後、福祉施設から地域生活への移行をさらに進めるためには、グループホーム・ケアホームの定員数増加や、地域生活を支える障害福祉サービス事業所の拡充を図っていく必要があります。

障がい者医療は県基準に市単独事業を上乗せした基準で医療助成を行っています。障がいがある一定基準以下の所得の市民が経済的な心配をせずに、必要な医療を受けられる制度となっています。高齢化などの進展に伴い、障がい者医療の対象とする条件（所得、障がいの程度）を検討していく必要があります。

主な施策展開

障害福祉サービスの提供体制等の充実

福祉医療(障がい者)制度の安定した持続的運営の推進

第2章 安全安心

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|------------------------------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| 福祉施設入所者の地域生活への移行者数 (延べ人数) | ↗ | 15人 | |

| 関連する個別計画 |
|-------------------------|
| 川西市障がい者福祉計画・第3期障がい者福祉計画 |

第2章 安全安心

政策3 安らく

施策23 障がい者の社会参画と生きがいづくりを促進します

現状と課題

障がい者の就労支援に関する関係機関との連携や事業所の協力により、一般就労者数は増加傾向にあるものの、依然として少数にとどまっています。

今後とも関係機関や事業所との連携を進めるとともに、障がい者福祉施設に対する支援などを通じて一般就労する人数の増加を図り、障がい者の社会参画を促進する必要があります。

主な施策展開

ニーズに即した地域生活支援体系の整備

第2章 安全安心

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|--------------------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| 障がい者福祉施設から一般就労した人数 | ↗ | 8人 | |

| 関連する個別計画 |
|-------------------------|
| 川西市障がい者福祉計画・第3期障がい者福祉計画 |

第2章 安全安心

政策3 安らく

施策24 生活保護受給者の経済的自立をはじめ、社会生活自立・日常生活自立を支援します

現状と課題

平成19年度末では836世帯（1,262人、保護率7.8%）であった本市の生活保護世帯数は、平成23年度末では1,247世帯（1,896人、保護率11.8%）となり、約50%増加しています。

厳しい雇用環境や高齢化・核家族化、母子家庭の増加などにより、今後も生活保護世帯数の増加が見込まれます。このため、生活保護世帯の経済的自立をはじめ、社会生活自立、日常生活自立をいかに支援していくのが大きな課題となっています。

主な施策展開

生活保護世帯の経済的自立の支援

生活保護世帯の社会生活自立の支援

生活保護世帯の日常生活自立の支援

第2章 安全安心

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|-----------------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| 自立による生活保護世帯廃止件数 | ↗ | 35件 | |
| 就労支援により就労した件数 | ↗ | 94件 | |

| 関連する個別計画 |
|-----------|
| 川西市地域福祉計画 |

第2章 安全安心

お互いの思いやりと助け合いが築く 安全・安心のまち

| 政策 | | 施策 | | 頁 |
|----|-----|-----|----------------------------|----|
| 4 | 備える | 2.5 | 交通安全の施設整備と啓発を行い、交通事故を減らします | 59 |
| | | 2.6 | 地域の防災力を高め、災害時に迅速に対応します | 61 |
| | | 2.7 | 行政の防災力を高め、災害時に迅速に対応します | 63 |
| | | 2.8 | 市民生活の安全向上を図ります | 65 |

第2章 安全安心

政策4 備える

施策25 交通安全の施設整備と啓発を行い、交通事故を減らします

現状と課題

「春・秋の全国交通安全運動」や「夏・年末の交通事故防止運動」、「交通事故死ゼロを目指す日」などにおいて、警察や関係機関と連携した街頭啓発や電光掲示板による安全喚起などを実施しています。

毎年同様の啓発活動でマンネリ化しているものの、啓発効果があるため今後も継続実施し、啓発期間中の警察による取り締まり強化を要望するとともに、交通安全運動の意義をドライバーなどに周知する必要があります。

市内各所で警察や関係機関と連携しながら、交通指導員による交通安全教室の開催や交通安全啓発活動を実施しています。

人身事故件数は年度間で増減があるものの全体として逡減傾向にあり、引き続き交通安全教室を開催するなど、啓発を実施していく必要があります。

市民生活に密着した交通安全施設を適切に維持管理し、通行の安全確保と事故防止のため、パトロールや通報により施設の修繕・新設を行っています。

現在の施設状況を把握し、交通安全施設の新設や経年劣化に伴う取り替えなどを行い、道路の安全確保に努めていく必要があります。

主な施策展開

「ストップ・ザ・交通事故」の推進

交通安全啓発及び交通指導の充実

小・中学生の交通遺児に対する支援

交通安全施設整備の推進

第2章 安全安心

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|------------------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| 安心して通行できている市民の割合 | ↗ | 55.6% | |

| 関連する個別計画 |
|----------|
| 特になし |

第2章 安全安心

政策4 備える

施策26 地域の防災力を高め、災害時に迅速に対応します

現状と課題

各地域における防災意識の高揚を背景に、地域の特性を理解し、想定される自然災害に対する備えを行う目的で、自主防災会や自治会などが中心となり実施している勉強会や実動訓練などをサポートしています。

勉強会や実動訓練の内容や実施回数などは地域格差があるため、地域と連携して啓発活動などを進め、充実を図る必要があります。また、役員などの高齢化が進んでおり、組織のスキル維持が懸念されます。

消防団は、昼夜問わず災害に出場し、大規模災害には地域密着性、動員力、即時対応力という特性を発揮しています。また、地域住民には防災知識の普及啓発など、地域コミュニティにおいても重要な役割を果たしています。

近年の少子化やサラリーマン層の増加といった就業形態の変化などの影響から消防団員数の減少し、かつ平均年齢の上昇が進んでいるため、新たな消防団員を確保する必要があります。

消防団の施設には消防団車両と車両格納庫があり、ともに計画的に買い換え・建て替えを行っています。また、必要に応じて定期的な点検・修理を実施し、消防団が常に適正な状態で活動できるよう環境整備に努めています。

老朽化に伴い建て替え時期が到来している格納庫がある一方で、適当な建設用地がなく建て替え計画が策定できない部があるため、今後は、現格納庫の近隣の市有地活用や私有地借用などを検討していく必要があります。

火災被害を最小限度に抑えるため、広報活動による市民への火災予防知識の啓発や住宅用火災警報器の設置・維持の促進を図っています。

広報活動に工夫を凝らすなど、さらなる市民の防災意識の高揚を図り、火災被害を最小限度に抑える対策を講じる必要があります。

事業所に対しては「消防法」などによる多くの防火規制があるため、事業所へ定期的に立ち入ってその遵守状況を検査し、防火上の不備があれば改善指導を行っています。

事業所の防火規制違反は、防火意識の欠如や知識不足が原因である場合が多く、いかに事業所自ら防火を組織的に励行していくかが重要であり、そのような組織を育成できるよう指導していく必要があります。

消防法など防火規制に基づいて、建築確認の同意時や査察時には予防担当者が適法な建築物かどうかの審査を行い、事業者に対して適切な指導を行っています。

消防関係法令は、度重なる改正や専門的な技術基準が多いことから、非常に複雑かつ難解であり、適切に予防行政を行うために継続して担当者を育成する必要があります。

第2章 安全安心

主な施策展開

| |
|------------------------|
| 災害に強いまちづくりの推進 |
| 自主防災組織の支援 |
| 消防団活動の広報と新規入団者確保の支援 |
| 消防団の活動拠点と車両整備の推進 |
| 市民や市民公益活動団体に対する対面広報の推進 |
| 事業所に対する防火指導の徹底 |
| 予防担当者育成の推進 |

役割分担

| | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

施策評価指標

| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
|---------------------------------|-----|----------|----------|
| 地震や火災などの災害に対する備えができて いる市民の割合 | ↗ | 37.2% | |

関連する個別計画

| |
|-----------|
| 川西市地域防災計画 |
|-----------|

第2章 安全安心

政策4 備える

施策27 行政の防災力を高め、災害時に迅速に対応します

現状と課題

平成24年度から防災行政無線を年次的にシステム整備を進めています。
現在、災害時等の市民への情報伝達手段は、電話やメール、広報車等により行っています。
市民への情報伝達漏れや時間差が生じるため、早急な市域に即したシステム整備が必要です。

平成23年12月の土砂災害警戒区域（イエローゾーン）指定に伴い、防災マップの見直しを計画しています。
指定を今回見送られた未指定地区について、兵庫県と標記方法等について協議の必要があります。

平成23年12月の土砂災害警戒区域（イエローゾーン）指定に伴い、区域内にある医療機関との連絡体制等を構築していきます。
地域内に大規模な医療施設があり、入院患者等の避難体制についての調整等に時間を要することが課題となっています。

地元から急傾斜地対策工事の要望がある箇所については、急傾斜地の区域指定や工事着手を早期に実施されるよう兵庫県に要望しています。
対策工事の対象箇所が多く、事業推進には対象区域内の全員の同意が必要となるため、工事着手までには相当な時間と調整が必要になってきます。

豪雨などにより道路等が災害を受けた場合、早急に災害復旧事業を実施しています。
早急に復旧事業を行うための庁内体制を整備していく必要があります。

災害発生時の被害軽減を図るために現場活動要員を迅速かつ確実に現場へ到着させる必要があります。
2市1町で高機能指令システムの共同運用を構築し、ハード面の強化を図っています。
災害の形態は通報時の情報源や規模、現場環境などにより条件は異なることから、指令員のシステム機能の習得や現場活動隊の適切な判断などが常に求められ、日々の訓練や各事案の検証などを継続して行う必要があります。

予期しない災害が発生した場合、本市の消防力のみならず、緊急消防援助隊や応援協定に基づく要請などを有効活用することが重要であり、関係機関と検討・調整を行っています。
各自治体の消防力では大規模災害に対する対応が十分ではなく、消防救急デジタル無線など通信手段の整備に伴い、緊急消防援助隊や県などの広域的な相互応援協定に基づく要請などを有効活用していく必要があります。

第2章 安全安心

主な施策展開

| |
|-------------------------|
| 情報伝達手段の推進 |
| 防災行政無線の充実 |
| 災害時における要援護者避難の支援 |
| 着実な急傾斜対策事業の推進 |
| 早急に災害復旧できる体制の充実 |
| 災害現場への平均現場到着所要時間の短縮 |
| 消防相互応援協定等を活用した広域的消防力の充実 |

役割分担

| | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

施策評価指標

| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
|-------------------------|-----|----------|----------|
| 災害に強いまちと感じる市民の割合（危機管理室） | ↗ | （新規指標） | |
| 火災現場への平均到着所要時間（消防課） | ↘ | 6.7分 | |
| 救急現場への平均到着所要時間（消防課） | ↘ | 5.8分 | |

関連する個別計画

| |
|--|
| 川西市国民保護計画 / 川西市水防計画 / 川西市地域防災計画 （仮称）宝塚市・川西市・猪名川町消防広域化将来ビジョン |
|--|

第2章 安全安心

政策4 備える

施策28 市民生活の安全向上を図ります

現状と課題

生活安全推進連絡協議会を通じて関係団体などと情報交換を行い、街頭犯罪などの傾向を把握し、各地域での防犯パトロール活動の支援や専門委員による地域での啓発活動などを行い、抑止に努めています。

犯罪は組織化しており、同一地域で被害が多発していることに加え、期間をおいて再発する傾向にあり、継続した地域での取り組みが必要です。

平成24年7月1日、暴力団による不当な影響の排除を推進し、安全安心な市民生活の確保に資する目的で、「川西市暴力団排除に関する条例」を施行したところです。

「暴力団排除に関する条例」の施行に関して、市民に対する認知度を向上させるため、さらなる啓発活動が必要です。

消費生活相談の件数は増加していないものの、被害の内容は深刻さを増しており、この傾向は年々顕著になっています。

新たな悪質商法にも対応できるよう、消費生活相談員のさらなる能力向上を図り、相談体制を充実させていく必要があります。

啓発講座の参加者数や小・中学校への出前講座の受講者数が減少傾向にあります。

広報紙やホームページを活用して地域や学校への出前講座を積極的にPRするとともに、各年代層に適した啓発講座を実施していく必要があります。

主な施策展開

地域安全活動の支援

生活安全向上の推進

消費生活相談体制の充実

消費者教育・啓発活動の充実

第2章 安全安心

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|----------------------------------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| 犯罪発生件数 | ↓ | 1,867件 | |
| 消費者トラブルに遭わない心構えができていると感じている市民の割合 | ↑ | 89.7% | |

| 関連する個別計画 |
|----------|
| 特になし |

第2章 安全安心

みんなで創りみんなで守る 自然と街並みが美しいまち

| 政策 | | 施策 | | 頁 |
|----|----|----|----------------------|----|
| 5 | 守る | 29 | 豊かな自然環境を次世代へ継承します | 69 |
| | | 30 | 快適な生活環境を守ります | 71 |
| | | 31 | 市民とともに循環型社会の形成を促進します | 73 |

第2章 安全安心

政策5 守る

施策29 豊かな自然環境を次世代へ継承します

現状と課題

「川西市環境基本条例」に基づき、市内の良好な環境を確保し地球環境保全に寄与するため、太陽光発電システムや低燃費軽四輪自動車への補助金制度をはじめ、ノーマイカーデーやエコドライブの啓発促進などを行っています。

環境施策は多面的な協力を得て対応する必要があります。同条例上も市・市民・事業者が参画と協働のもとで取り組むこととしており、今後はさらなる連携(協働)が必要になります。

「一事業者」「一消費者」としての立場から、市が率先して環境への負荷を低減するため、平成12年より「川西市環境率先行動計画」を策定し、現在は第3次計画(平成22年～平成26年)を推進しています。

環境率先行動計画制定から10年以上が経過していることもあり、マンネリ化の傾向が見受けられます。市が率先して地球環境保全に向けた活動を行えるよう、平成27年度以降の計画について検討する必要があります。

本市における林業は、ライフスタイルの変化などにより衰退し、木材の生産はほぼなくなり、今では北部地区の炭焼きや原木しいたけの栽培だけになっています。

採算性や高齢化の問題から林業の振興に関しては難しい状況にありますが、貴重な伝統産業に対する支援とともに、防災の観点などからも森林の保全は重要であり、担い手となる森林ボランティアへの継続的な支援が必要となっています。

緑化協会支援事業として各種講習会をはじめ、春と秋に緑化祭を開催しています。また、公共施設の草花交換を年2回から4回実施するなど緑化の推進と啓発をしています。

活動母体である緑化協会を通じて、緑化思想の普及を推進する必要があります。

通学路を中心とした歩道上の支障枝の剪定を行うとともに、緑地周辺の支障となる部分の除草や剪定、伐採を年1回実施しています。

年に1度除草を行っていますが、除草する範囲が増えているため、実施率は緑地面積の約7%にしかなっておらず、増加する除草範囲にどう対応していくか検討する必要があります。

主な施策展開

環境啓発の推進

職員一人ひとりの環境意識の向上

伝統産業や山を守るための支援

川西市緑化協会への支援

緑の管理運営を地域主体で行う仕組みの検討

第2章 安全安心

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|-----------------------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| 環境に配慮した行動を心がけている市民の割合 | ↗ | 89.7% | |
| 緑が豊かなまちだと感じている市民の割合 | ↗ | 78.1% | |

| 関連する個別計画 |
|--|
| 川西市環境基本計画 / (仮称)生物多様性かわにし戦略 川西市森林整備計画 / 川西市緑の基本計画 |

第2章 安全安心

政策5 守る

施策30 快適な生活環境を守ります

現状と課題

市内の大気や猪名川の水質の分析をはじめ、一般地域の騒音や道路に面する地域の自動車騒音の測定などを行い、市内の環境動態を調査しています。

騒音・振動・悪臭に係る県から市への権限移譲に伴い、その責任が増加してきています。規制基準の数値の説明責任や複雑な自動車騒音の面的評価方法など、より高度で専門性の高い知識を修得する必要があります。

「環境保全条例」「路上喫煙・ポイ捨て防止要綱」などに基づき、生活環境に影響のある工場などの設置や迷惑行為に対して一定の規制や指導を行うことにより、快適な生活環境の保全に努めています。

環境に関する苦情は幅広く、市では対応できないケースが多くなっています。そのため、生活環境問題に関しては「行政として規制・指導する項目」と「当事者間・地域間での解決すべき項目」とに、一定の線引きを行う必要があります。

騒音環境対策として航空機騒音調査を実施し、騒音実態の把握に努めるとともに、空調機器更新工事に係る補助を行っています。また、「大阪国際空港周辺都市対策協議会」を通じ国などへの要望活動を行っています。

平成24年4月に大阪国際空港が会社化され、同7月には関西国際空港との経営統合が行われました。これまで、安全・環境対策は国の責任において実施されてきましたが、同空港の会社化後においても対策が確実に実施されるよう、国・新会社に対する要望活動を強化していく必要があります。

騒音対策区域住民が学習・集会・休養及び保育のために利用することを目的に設置された共同利用施設（14施設）の管理・運営を行っています。なお、同施設は設置後35年～44年が経過し老朽化が進んでいることから、今後の施設のあり方を検討するうえでの参考とするため、平成24年度に耐震診断を実施しています。

航空機騒音防止法に規定する第1種区域外の8施設については、同法の目的が達成されたものと判断でき、管理形態・利活用のあり方について廃止も含め見直す必要があります。

阪神高速道路大阪池田線の周辺に居住する住民の生活環境を守るため、昭和59年10月25日に関係4者で締結された協定書などに基づき、常時観測所を設置して高速道路の供用開始後から大気、騒音などを測定し、高速道路周辺の環境を監視するとともに、測定データを阪神高速道路（株）や地元自治会代表者、本市の担当部局代表者で構成される環境保全委員会に報告し、理解を得ています。

阪神高速道路（株）と本市間で締結されている「常時観測に関する協定書」において、管理費用、測定費用を一括して阪神高速道路（株）が負担して本市が引き継いでいます。この引き継いだ常時観測所は、開設後10年以上が経過し、観測機器の老朽化が進み、今後更新を行う必要があります。

斎場は昭和58年の開設後、人体・動物・胞衣汚物の火葬業務を実施しています。火葬炉設備などの老朽化に伴い、更新を行う必要があります。

感染媒体となる蚊・ハエ・ゴキブリなどの衛生害虫やネズミの駆除作業を地域巡回により実施しています。

定期的な薬剤散布・駆除作業を今後とも継続的・効果的に行っていく必要があります。

一般家庭や事務所などでは、下水道普及により水洗化が進む中、し尿の収集件数が減少しています。一方で、工事現場などの仮設トイレは、土地開発や家屋建築などの状況により、収集件数の増減が見られません。

し尿の中間処理施設であるし尿中継所は、開設後23年が経過し老朽化が進行しており、更新を行う必要があります。

市民トイレは午前7時に開錠し、午後11時30分に施錠していますが、その間3回、清掃業務を委託により実施しています。

利用者のマナー向上を行う必要があります。

狂犬病予防法に基づき、予防接種率の向上を図るとともに飼育マナーの啓発などを行っています。

国内では狂犬病は発生していませんが、周辺国では発症が見られるため、今後とも狂犬病予防接種の啓発活動を推進していく必要があります。また、良好な生活環境を保つため、飼育マナーの向上を図る必要があります。

第2章 安全安心

主な施策展開

| |
|---------------------------|
| より正確・専門的な環境分析・測定の実施 |
| 生活環境問題における役割分担の徹底 |
| 騒音環境対策の推進と環境改善に向けた要望活動の強化 |
| 共同利用施設における管理運営方法のあり方の検討 |
| 阪神高速道路周辺の住環境保全の支援 |
| 斎場施設の良好な維持管理・運営の推進 |
| 防疫作業の充実 |
| し尿中継所の適切な維持管理 |
| 市民トイレの適切な維持管理 |
| 狂犬病予防注射の啓発活動の推進 |

役割分担

| | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

施策評価指標

| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
|----------------------|-----|----------|----------|
| 猪名川水系における水質測定値（BOD値） | ➔ | 0.6mg/l | |
| 自動車排出ガス（二酸化窒素）濃度 | ➡ | 0.036ppm | |
| L den（時間帯補正等価騒音レベル） | ➡ | 60.9Lden | |

関連する個別計画

| |
|-----------|
| 川西市環境基本計画 |
|-----------|

第2章 安全安心

政策5 守る

施策31 市民とともに循環型社会の形成を促進します

現状と課題

市管理道路上の不法投棄物回収や処分のためパトロールを実施するとともに、不法投棄防止対策を行っています。

自治会などと連帯して市民の不法投棄に対する意識向上を高め、不法投棄物の減少に努めていく必要があります。

分庁舎の管理業務を行い、分別収集事業などが円滑に遂行できるよう環境整備に努めています。

建物の経年劣化が激しく、施設の至る所で不具合が生じており、適正な維持管理を行う必要があります。

分別区分の変更に伴い、1人1日あたりのごみ排出量は減少したものの、平成22年度以降の減量化は鈍化しています。

さらなる減量化を進めるためには、分別の徹底を図り、市民・事業者とともに3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組んでいく必要があります。

猪名川上流広域ごみ処理施設組合が実施する「国崎クリーンセンター」の管理運営事業が円滑に推進できるよう、同組合と緊密な連携を図りながら、応分の経費を負担しています。

一般廃棄物の処理が円滑に実施できるよう、今後においても連携を図りながら、施設管理経費について応分の経費を負担する必要があります。

平成21年度から新分別区分による収集体制を実施して以来3年が経過し、軌道に乗っていません。

ごみの排出量の推移に応じて、収集体制を変更していく必要があります。

平成24年3月に最終処分場である大阪湾フェニックスの計画変更が認可され、埋立期間が平成39年度まで延長されています。

平成40年度以降の廃棄物処分地確保のため、新しい最終処分場の計画を推進していく必要があります。

主な施策展開

道路の安全確保と環境美化の推進

適切な施設管理の推進

循環型社会の形成に向けた基盤づくり

ごみの発生抑制と再使用の推進

再生利用の推進と循環の輪の形成

広域ごみ処理施設組合との連携強化

国崎クリーンセンター啓発施設「ゆめほたる」との連携の推進

安定的・確実な収集の推進

最終処分場の長期的確保に向けたごみ減量化の推進

第2章 安全安心

| 役割分担 | |
|----------|--|
| 行政 | |
| 市民 | |
| 市民公益活動団体 | |
| 事業者 | |

| 施策評価指標 | | | |
|-----------------------|-----|----------|----------|
| 名称 | 方向性 | 基準値(H23) | 目標値(H29) |
| 歩道や道路がきれいだと感じている市民の割合 | ↗ | 67.9% | |
| 一人一日あたりのごみ排出量 | ↘ | 928 g | |
| 一人一日あたりの可燃ごみ排出量 | ↘ | 641 g | |
| ごみのリサイクル率 | ↗ | 24.5% | |
| ごみ収集・処分に対する満足度 | ↗ | 83.3% | |

| 関連する個別計画 |
|----------------|
| 川西市一般廃棄物処理基本計画 |